

競争参加者の資格に関する公示

奥尻（８）隊舎新設等建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年７月29日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長 掛水 雅俊
(公印省略)

1 工 事 名 奥尻（８）隊舎新設等建築その他工事

2 工事場所 北海道奥尻郡奥尻町

3 工事概要

【奥尻島分屯基地】

(隊舎地区)

①隊舎新設に伴う建築工事

構造：鉄筋コンクリート造 2階建

規模：延べ面積 約 390 m²

②渡り廊下新設に伴う建築工事

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

規模：延べ面積 約 10 m²

③仮設建物設置に伴う建築工事

構造：鉄骨造 平屋建

規模：延べ面積 約 30 m²

④隊舎等（2棟）解体に伴う建築工事

構造：鉄筋コンクリート造 2階建

規模：延べ面積 約 390 m² ほか1棟

⑤上記建物新設等に伴う付帯土木工事、機械設備工事及び電気設備工事
(警衛所地区)

⑥車庫新設に伴う建築工事

構造：鉄骨造 平屋建

規模：延べ面積 約 90 m²

⑦上記建物新設等に伴う付帯土木工事、機械設備工事及び電気設備工事
(局舎地区)

⑧既設建物（22棟）解体に伴う建築工事

構造：鉄筋コンクリート造 4階建

規模：延べ面積 約 760 m² ほか 21 棟

⑨上記建物新設等に伴う付帯等土木工事、機械設備工事及び電気設備工事

⑩局舎（2 棟）改修に伴う電気設備工事

（進入路整備地区）

⑪アスファルト舗装工事等一式

※1 本工事のうち、隊舎地区の工事及び局舎地区の局舎改修の設備工事は、建設工事標準図等活用発注指針に基づき、標準図等活用発注方式（B－3 方式）による工事であり、建設工事の発注に必要な施設の概要を記述した図面を活用し、類似工事等の実績数量、又は簡略計算により算出した概略数量が特記仕様書等に明示されたもので、契約後別途発注の設計業務の成果品を基に受注者と協議を行い、設計変更後に工事を行うものである。

※2 本工事のうち、進入路整備地区の工事は、建設工事標準図等活用発注指針に基づく標準図等活用発注方式（A 方式）による工事であり、建設工事の発注に必要な標準図又は類似施設の図面を活用し、当該図面により算出した概略数量を特記仕様書等に明示して発注し、契約後、施工に必要な詳細図等の作成に必要な調査及び詳細図等の作成を受注者に実施させ、設計変更後に工事を行うものである。

4 工期 契約日の翌日から令和11年12月20日まで

ただし、「警衛所地区」、「局舎地区」は、令和10年8月31日までとする。

※技術者の専任期間は令和9年4月から令和11年12月20日まで

（着手時期：令和9年4月）

なお、建設業法第26条第3項に該当しない工事の場合については技術者の専任を要しないため、上記の「専任期間」を「配置期間」と読み替えるものとする。

5 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等

(1) 交付期間 公示日から令和8年10月16日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は午後1時30分までとする。なお、紙による交付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）。

(2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ただし、紙による交付を希望する場合は下記6(2)に同じ。

(3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

6 申請書の提出期限等

(1) 提出期間 公示日から令和8年8月31日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。

なお、申請書は、令和8年8月31日以降も当該業務に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）受け付けるが、当該業務に係る開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

(2) 提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎
北海道防衛局総務部契約課

TEL 011-272-7513

FAX 011-280-0351

Email keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和7・8年度資格審査申請の際に提出したものの写し。

イ 共同企業体協定書の写し。

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和8年7月29日支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2社又は3社の組合せとする。

ア 防衛省における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 特定建設工事共同企業体の代表者は防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、1,000点以上であること。

また、代表者以外の構成員は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る総合審査数値が990点以上「Aランク」であること。

ウ 上記1に示した工事に係る設計業務等の以下の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注

者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

建築設計：株式会社田中建築設備事務所、株式会社泉創建エンジニアリング、株式会社久米設計

土木設計：上島技術コンサルタント株式会社、日本工営株式会社

設備設計：株式会社共伸設備設計事務所、株式会社総合設備コンサルタント
なお、詳細は入札説明書による。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者は、平成23年4月1日から公示日までに完成・引渡しが完了した工事で、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして、国、特殊法人等又は地方公共団体から受注した国内における工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積200㎡／棟以上の新設建築工事

② 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事などのうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積200㎡／棟以上の新設建築工事

また、代表者以外の構成員は、平成23年4月1日から公示日までに完了・引渡し完了した、次の①又は②のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

① 元請けとして受注した国内における工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積100㎡／棟以上の新設建築工事

② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造建築物で、延べ面積100㎡／棟以上の新設建築工事

工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなすものとする。

イ 建設業法の「建築一式工事」につき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 「建築一式工事」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、「建築一式工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。
また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記 6 により申請することができる。

この場合、上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後 3 ヶ月を経過するまでとする。

ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「奥尻（８）隊舎新設等建築その他工事 ○○建設・○○○建設・○○○建設 建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時ににおいて、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。